

保留地購入資金の融資制度（保留地譲渡担保制度）

保留地を担保に、金融機関から購入資金の融資を受けることができます。保留地には、換地処分（土地区画整理事業の工事完了）の公告後に所有権移転登記が完了するまでは、法務局で管理する不動産登記簿がありません。戸田市では、法務局の管理する不動産登記簿に代わるものとして、「保留地権利登録台帳」により売却した保留地の管理をしています。これまでは、保留地に抵当権を付けられなかったことから、保留地を担保として金融機関から購入資金の融資を受けることが困難でした。そこで「譲渡担保」という制度を利用して、換地処分後に行われる所有権移転登記の後に抵当権を設定することなどを条件に、保留地購入資金の融資が可能となった金融機関も徐々に増えています。

保留地について融資を予定されている方は、その特性により金融機関の取扱いが、一般の土地売買のケースと異なることがありますので、ご注意ください。

次に掲げる金融機関では、保留地での住宅ローンについて、戸田市と譲渡担保協定等を締結しております。

ご自身の融資条件等に関しましては、各金融機関にご相談ください。

金 融 機 関 名	お問い合わせ窓口	電 話 番 号
(株)武蔵野銀行	戸田支店	048(442)2120
群馬銀行(株)	戸田支店	048(446)1611
(株)埼玉りそな銀行	川口住宅ローンご相談プラザ	048(259)1411
城北信用金庫	戸田支店	048(445)1151
中央労働金庫	さいたま支店	048(864)0100
住宅金融支援機構	各取扱金融機関窓口にお問い合わせください。	
さいたま農業協同組合	戸田支店	048(421)3002
青木信用金庫	戸田支店	048(252)4665
東京信用金庫	戸田支店	048(441)1161
(株)みずほ銀行	川口支店	048(255)2711
埼玉縣信用金庫	戸田支店	048(433)2811
(株)きらぼし銀行	戸田支店	048(444)4551
飯能信用金庫	さいたま中央支店	048(764)8000